

[事案 25-124] 契約内容確認請求

・平成 26 年 3 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

設計書に手書きで記載された条件どおりの支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 12 月に契約し、平成 26 年 1 月の 60 歳時から年金支払開始となる個人年金について、募集人が「60 歳年金開始時に 679 万円を受け取る事ができます。受取られますと年間 31 万円の年金支払いとなります」と、設計書に手書きで記載したので、「60 歳時に 679 万円を一括で受け取ると同時に、年金として年間 31 万円が支払われるもの」と理解していた。よって、そのとおりに支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)設計書に手書きした内容は、「年金支払開始後 10 年間の受取額累計として 679 万円、基本年金額が 31 万円である」というものである。

(2)設計書には、「記載の配当数値は今後上下することがあり、将来の支払い額を約束するものではない」ことが印字で明記されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、設計書に手書きで記載された年金額を支払うことが本契約の内容になっていることを理由に、そのとおりの支払いを求めるものと判断する。

2. 申立人の主張について

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

(1)保険契約は、いわゆる附合契約であり、約款の記載にしたがって契約内容が定められるが、本契約の配当金は、毎年の決算において剰余金が生じたときに積み立てられた契約者配当準備金を原資に支払われるため、配当金は必ず支払われるとはされていない。

また、設計書にも、「記載の配当数値(増額年金、増加年金、配当金)は、今後変動(上下)することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません」との注意文言が記載されている。

(2)したがって、契約時点において年金支払開始時の増額年金原資額を確定することはできないので、増額年金に代えて一時金で受け取ることができる額も確定することはできず、一時金として必ず 679 万円を受け取れるものではない。

(3)よって、本手書き部分が本契約の内容になっているとはいえないので、申立人の主張は認められない。また、本手書き部分を募集人が尾kなったとしても、募集人には、約款と異なる内容を締結する権限はないので、申立人の主張が認められないことに変わりはない。

3. 和解について

(1)筆跡、表現などからすると、本手書き部分を募集人が書いた可能性があり、その場合、本手書き部分は本契約の内容と明らかに異なっているため、募集人には、重要な事項につき説明義務違反があったと認められる。しかしながら、本件においては、現時点で年金に代わって一括で受け取ることができる金額(解約金額)が払込保険料の累計額を上回っていることから、申立人に損害があったと認めることはできず、説明義務違反にもとづく保険会社の不法行為責任は認められない。

(2)しかし、募集人が申立人に対し誤解を与えた可能性があることを考慮すると、本件は和解によって解決を図るのが相当であると判断する。